

障害福祉課における救急医療情報キット支給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット「とよなか安心キット」(以下「キット」という。)を支給するため、必要な事項を定め、もって市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(キットの内容)

第2条 支給するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) ケース本体
- (2) 緊急時連絡票
- (3) 玄関用シール・冷蔵庫用マグネット
- (4) パンフレット

(対象者)

第3条 キットの支給を受けることができる者は、豊中市内に在宅で生活し、障害者手帳を所持している、または障害福祉サービスを受けており、他の制度により同様の安心キットの配布を受けていない者とする。

2 前項の規定のほか、市長が特に配布の対象と認めた者とする。

(配布)

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対し、キットを配布するものとする。

2 キットは、障害福祉課と障害福祉センターひまわりの窓口で配布し、又は郵送により配布するものとする。

(費用負担)

第5条 キットは、無償で配布する。

(委任)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)3月1日から実施する。

この要綱は、令和元年(2019年)11月1日から実施する。